

# 令和6年度 紹介について

## 1 令和6年大阪市人事委員会勧告

人事委員会は、民間給与との比較を行っている行政職給料表適用の職員（11,463人）の給与における、令和6年4月の公民較差（11,631円（2.92%））に基づく給与改定として、給料表の引上げによることが適当であるとしている。その他、諸手当の改定については、民間の支給状況や本市職員の勤務実態を考慮するとともに、国及び他都市の状況等も考慮して、検討する必要があるとしている。

また、給料表を改定する場合の意見として、賃金センサスに基づく民間給与の傾向を踏まえると、役職段階が下位である係員級（主務を除く。）においては、本市職員が民間の給与水準を下回る傾向が見られること、民間給与調査結果の初任給額を見ると、全学歴において本市職員が民間従業員を下回っていることや人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、次のように改定を行うことが適当であるとしている。

- ・大学卒初任給（1級27号給）を23,800円、高校卒初任給（1級11号給）を21,400円引上げ。
- ・国の改定傾向と同様に若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に引上げ。
- ・初任給の引上げ後も可能な限り現行の給料表の構造を維持することを前提として、昇格時の号給対応とのバランスを考慮しつつ、改定を行う。

## 2 令和6年度給与改定について

本年の給与改定については、人事委員会の意見を踏まえ、給料表の改定を行うこととし、諸手当のうち、給料月額に職務の内容に応じて一定の率を乗じることを基本として手当額を設定している管理職手当について、次の取扱いとする。

### 1) 管理職手当について

これまでの改定手法と同様に、給料月額と管理職手当の平均改定率（3.06%）を現行手当額に乗じて改定後手当額を算出すると、局長の改定後手当額が条例上の上限を超えることとなるため、上限値の1,000円の引上げとし、同一級内のバランスを維持するため、理事、理事等についても同額の改定とする。なお、部長以下の改定については、これまでの改定手法どおりの改定額とする。

上記のとおり改定すると、比較給与に対して199円の引上げとなる。これに地域手当のはね返り分を合計すると、231円の引上げとなり、残り11,400円が給料表とそのはね返りによる地域手当の改定額となる。

この11,400円から地域手当のはね返り分を除いた残額の9,828円\*を給料月額の改定額とし、

この額を除いた残額の 1,572 円を地域手当へのはね返り分の改定額とする。

$$*11,400 \text{ 円} \div 1.16 = 9,828 \text{ 円} \text{ (円未満四捨五入)}$$

(管理職手当改定額の算定表)

補職	R6.4 人員	改定前	改定額	当初改定率	改定後
				の改定額 (3.06%)	
				円単位	
局長	30	144,000	1,000	4,406	145,000
理事等	5	140,000	1,000	4,284	141,000
理事	20	128,000	1,000	3,916	129,000
部長	73	114,000	3,000	3,488	117,000
担当部長	124	94,000	3,000	2,876	97,000
課長 (特)	155	85,000	3,000	2,601	88,000
課長	572	78,000	2,000	2,386	80,000
一部事業所課長	12	67,000	2,000	2,050	69,000
その他	10,472				
計	11,463		199		

(原資表 : 管理職手当改定後の給料月額改定率 3.07%)

	平均	改定額	改定率 (%)
給料月額	320,521	9,828	3.07
扶養手当	8,576		
管理職手当	7,516	199	2.65
地域手当	53,871	1,604	2.98
うち、管手分	1,203	32	2.66
住居手当	7,718		
単身赴任手当	107		
比較給与	398,309	11,631	2.92

## 2) 給料表について

給料月額が現給保障の適用を受ける職員は、その者の現給保障額をその者が受ける級号給の改定率で改定を行うこととする。